

# 告示

## 埼玉県告示第七百八十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	日高狭山線	狭山市大字根岸字田木前六七九番七地先から 同市大字根岸字三王塚六五一番六地先まで
県道	上尾久喜線	蓮田市大字根金字後塚一二二二番一地先から 白岡市下大崎字円明一〇二番一地先まで

### 二 指定する期日

令和六年七月一日